

## 議案第 30 号

### 前橋市国民健康保険税条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

#### 前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和 35 年前橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第 5 条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第 5 条の 2 の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 1 号中「第 12 条」を「第 12 条第 1 項」に改める。

第 5 条の 3 中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 11 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 12 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,690円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,150円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

第12条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「第3号において同じ。」を「第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第4項中「第12条」を「第12条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第9項、第10項及び第12項から第15項までの規定中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附則第16項及び第17項中「第12条の」を「第12条第1項の」に、「第12条において」を「第12条第1項において」に、「第12条中」を「第12条第1項中」に改める。

附則第18項及び第19項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。